

義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元に関する意見書

今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子供たちの現況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、義務教育の国庫負担率は「2分の1」から「3分の1」に削減されています。これにより地方公共団体では地方交付税への依存度が益々高まり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じています。多くの離島僻地校をかかえる八重山地域は特に深刻な状況に置かれています。

子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

よって、政府においては、学校現場に必要な教職員を確保するため、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政措置を行うこと、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を2分の1に拡充すること、教育関係予算を増額し、充実させることを強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成25年9月25日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣